

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成29年8月17日（木）13:00～15:00
開催場所	寒川町町役場 本庁舎2階 災害対策本部室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員：森会長、内山副会長、大西委員、長谷川委員、長田委員、鈴木委員、小川原委員、南委員、牧野（賢）委員、牧野（祐）委員、山本委員、石川委員、中野委員</li> <li>・ オブザーバー：湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター尾上氏 生活相談室すまいる安田氏 相談支援事業所ゆいっと佐藤氏</li> <li>・ 事務局：【生活相談室すまいる】木下氏、湯田氏 【相談支援事業所ゆいっと】田中氏、齋藤氏 【福祉課】亀山福祉部長、内田福祉課長、千野主査、執行主任主事、木内主任主事、塩原精神保健福祉士</li> <li>・ 欠席：山根委員、佐藤委員、湘南東部障害保健福祉圏域生活ナビゲーションセンター亀岡氏</li> </ul>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 会長あいさつ</li> <li>3. 議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議事録承認委員について</li> <li>(2) 寒川町障がい者福祉計画について</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>4. 閉会</li> </ol>
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会 事務局：本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので平成29年度、第二回寒川町自立支援協議会を始めさせていただきます。会議の進行にあたり資料の確認を事務局より最初にさせていただきます。</li> <li>事務局： 資料確認。事前配布資料【次第】【資料1】【資料2】【資料5】 【資料6】【その他寒川町地域自立支援協議会啓発活動】</li> </ol>

当日配布【差し替え次第】【資料 2-1】【資料 3】【資料 4】【参考テニスフェスタ 2017】こちらですべてとなります。不足分等ございましたらご用意いただきます、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局：途中でも不足がありましたがお知らせください。

続きまして次第2の会長挨拶にうつらせていただきます。

以降につきましては会長の方で進行の方よろしく願いいたします。

## 2. 会長挨拶

会長： 皆さんこんにちは。第2回寒川町地域福祉自立支援協議会の開催でございます。今回は障がい福祉計画がメインという事で皆様のご意見を交えながら進めていきたいと思っております。寒川町自立支援協議会の上部団体になると思うのですが、湘南東部に障がいにおける福祉圏域自立支援協議会が藤沢茅ヶ崎寒川2市1町で組織しているわけですが、その中の権利擁護ネットワークでも今回の計画の中でも盛り込まれる部分であります意思決定支援というのが入っております。自らの意思を決定することに困難を抱える障がい者、日常生活や社会生活に対して自らの意思を反映されるよう可能な限り支援を行っていくことを権利擁護ネットワークでも検討していくという中で、今回、新たに寒川町の計画もそういった部分を含めて行っていくという事が盛り込まれているようでございます。今後とも皆様のお力をいただきながら進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より出席者の確認をお願いいたします。

事務局： 次第裏面をご確認下さい。

本日の欠席者は山根様、佐藤様2名の方とオブザーバーの亀岡様となっております。本会議につきましては過半数の出席がありましたら会議成立となりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

会長： 次に、傍聴者に関係につきましての報告をお願いします。

事務局： 本日、傍聴の希望者が出ておりません。

会長： 傍聴なしということで進めさせていただきます。それでは議題には入りたいと思います。

## 3. 議題

### (1) 議事録承認委員について

会長： 今回は中野委員さんと佐藤委員さんですが、佐藤委員さんが欠席の為

次の大西委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員： よろしくお願いいたします。

委員： よろしくお願いいたします。

(2) 寒川町障がい者福祉計画について

会長： 寒川町障がい者福祉計画について事務局よりお願いします。

事務局：事務局よりご説明させていただきます。

まず、最初に【資料1】【資料2】【資料2-1】についてご説明させていただきます。

【資料1】については、今回計画を策定するにあたってどういった事が変わるかというものを一つの表にまとめさせていただいております。表の一番左の第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画と書いてございます。平成27年28年29年の計画期間のものになっております。第3次障がい者計画は障害者基本法に基づいて作っている計画。第4期障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づいて作っている計画となっております。ただ、寒川町としましてはこの二つの計画を一つの計画としてまとめて作っているという状況で、寒川町の計画の副題（サブタイトル）として思っただけであればよろしいかと思っております。今後わかりづらいので、現在の計画、30年度以降の計画という形で今日は説明させていただきたいと思っております。表の一番左側（第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画）は計画の作り方になります。章立てがどのようなものになっているかをわかりやすく表にして書かせていただきました。左から2行目（障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本指針）は、国の方でこれからの計画についての基本指針が定められていますので、主なものをピックアップして書かせていただいております。この中の太枠の四角でくくってある箇所が、今回の計画策定の見直しに係る所となります。その右隣が基本指針の主な改正内容となっております。国から目標を基本指針に基づいて具体的に示されているものがありますのでその説明となっております。これをそれぞれ次期の計画に盛り込んだものが一番右の表「第5期障がい福祉計画、（第1期障がい児福祉計画を含む）」の構成（案）の矢印で示させていただいているところです。計画の中の章立てや作り方は基本的に現在の計画と変わりません。第1章から第5章までを踏襲していくというような形で考えています。今回の基本指針で何が変わるかというと、表の「障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本指針」にある障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的理念と書いてあり、5つの理念をプラスして入れていきなさいという事が示されておしま

す。1つは障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、2つ目は市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、3つ目に入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備というものになってきています。4つ目としては地域共生社会の実現に向けた取り組み、5つ目として障がい児の健やかな育成のための発達支援という形のもの大きな目玉となっております。その他にサービス見込み量为目标として掲げていく事を踏襲していきますので、こちらについて今回お示しはまだ出来ておりません。次回以降の詳細の計画(案)の中で皆様にお示ししていきたいと思っております。基本指針の主な改正内容につきましても、成果目標等を今後作っていかねばならないということも国の方からも示されている所ですが、目標値につきましても次回以降のところでお示ししていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今回については、基本的理念をどのように反映させていこうかという事に絞って説明をさせていただければと思います。基本的理念を寒川町の次期計画の中に盛り込んだ結果、どういった施策になっていくのかというのを【資料2】の図表で説明させていただければと思いますのでご覧ください。左側にH30年度以降の施策の体系を示してあります。右側が今現在の計画の形になっております。もともとある施策はそのまま生かしていこうという形を考えているところなのですが、基本理念や追加しなければならない部分を活かしていくのが、それぞれ[具体的な施策]のところでは○新、○変と書いてある所に盛り込んでいくような形を考えております。新たに盛り込まれていますが、【資料2表面】地域共生社会の実現に向けた取り組み、【資料2裏面】自己決定の尊重と意思決定の支援、先ほど会長の方からも話をいただきましたがこういったものを追加で入れています。これだけ見ていくと分かりづらいので【資料2-1】で説明させていただければと思います。P.2【資料1】にもありました5つの基本的理念の追加事項を寒川町の施策に落とし込むとP.3.4第4次障がい者計画における施策の位置づけに書かせていただいております。まず1つ目の自己決定の尊重と意思決定の支援はP.3の1.障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、基本の目標5.障がいのある人の自立支援の促進、施策分野7.情報コミュニケーションというのがございます。その中に新しい項目として追加させていただく予定です。支援については後程説明させていただきます。二つ目の基本理念の追加としましては、市町村を

基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等の基本理念につきましては、基本目標 2. 地域におけるサービスの充実、施策分野 2. 生活支援の分野のところ、具体的な施策の障がい福祉サービスの充実というのがもともとございます、この中に盛り込んでいく予定であります。3つめの追加事項としましては、入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備につきましても、もともとある施策に盛り込んでいく予定でございます。基本目標 2. 地域におけるサービスの充実、施策分野 2. 生活支援、具体的な施策の地域自立支援協議会の強化、基本目標 5. 障がいのある人の自立支援促進、施策分野 6. 雇用・就労、具体的な施策としては、福祉的就労の充実、就労定着に向けた支援で考えております。4点目につきましては【資料 2-1】P.4 地域共生社会の実現に向けた取り組みという新しい基本理念がありまして新規の施策として設定しております。基本目標 1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり、施策分野 1. 啓発・相互理解の促進、具体的な施策としては、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして新規項目を設けさせていただきました。続いて5点目の基本理念としましては、障がい児の健やかな育成のための発達支援というのがございます。こちらについては基本目標が 4. 助け合い・支え合いのある町づくり、施策分野 4. 教育・育成、具体的な施策として、障がい児保育・療育・教育体制の充実と、障がい児福祉サービスの充実と交流保育の推進、この3つの施策が現行にございますが、この中に追加していく形で考えております。新規の施策というのが今回あまり聞き慣れないものもございますので、どういったことをするのかということをお話させていただきますと、【資料 2-1P.5】③地域共生社会の実現に向けた取り組みについて記載があります。こちらについては、通常支援されている方々を取り巻く地域の人や周囲の皆さんで支え合っていこう、そういう社会を実現していきましょうという大きな目標を国の方で示されています。「わが事丸ごと」という今回計画を作るにあたって、国の方で合言葉のように使われているところなのですが、他人事ではなく自分の事のように皆さんに考えていきましょうということになっていまして、実際にどうするのか、というところでは、【資料 2-1P.5】市町村における包括的な支援体制の整備と書かれているところが、こういったことをやっつけばいいのではないかという内容が示されているものになっています。皆さんがわが事のように参加できるよう、住民参加を促す環境整備を

行政が行っていく、また、交流拠点や機会作りをしていきたいと思いますということが言われています。2つ目として住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくりをとっていきましょうという事で、今現在、地域包括支援センターについて、介護保険の関係で皆さんはよく聞いた事があるかと思いますが、そういった形のものを障がいの分野でも必要ではいかということがいわれています。3つ目は、公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくりをしていきたいと思いますというところで、生活困窮者の自立相談や支援機関が必要ではないかといわれており、こうしたことをそれぞれの市町村において、一番合った形の体制づくりをしていきたいと思いますということになっていまして、検討していくことを計画の中に盛り込む必要性がでてきています。続いて【資料2-1P.6】同じく地域共生社会の実現に向けた取り組みの中に盛り込んでいくものになっているのですが、地域生活支援拠点等の整備についてというものを行っていきなさいという形で示されています。障がいのある方の高齢化が進んでおり、支援されているご家族の方が亡くなられたり、支援できなくなったりすることが今後出てきます。そういったところで、地域でどのように支えていくか、相談できる場所や、居場所作りを考えて整備していきなさいというのが大本の考えです。国の方では2つの形を示しており、多機能拠点整備型と面的整備型。（多機能拠点整備型）大きなセンター拠点の中で緊急時に受け入れられたり、相談が出来たり包括的にできるものを整備しましょうということと、（面的整備型）現在使っているサービス等が連携を図っていき、より使いやすくしていきましょうという2通りが示されています。町では、どちらを行っていくかという事もこれから検討していくところです。具体的な支援内容、【資料2-1P7】地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の具体例として、地域生活支援拠点とある①地域移行や親元から自立できるための相談ができる場所を設置してはどうかということ②体験の機会、場を作りましょうということ、生活の場を自宅から別の場所へ急に移すことができないので、一人暮らしやグループホームへ入る練習の機会場の場を作っていく。③緊急時の受け入れが必ずできる場を作っていく④専門性、と書かれているのですが、当然支援する側についてはそれぞれ専門性が求められるので、人材育成に力を入れていく⑤地域の体制づくり、サービス拠点やコーディネーター役の必要性が示されています。平成32年までに必ずこの中の一つは整備をしていきなさいということを示されているので、計画の中でも考えていか

なければならぬこととなっています。続いて【資料2-1P8】意思決定の尊重と意思決定の支援ですが、皆さんもご存じのとおり津久井やまゆり園の事件がございまして、施設に入所されていた方々が今後どのような生活を望まれているのか、彼らの意思に沿って決めているよう、きちんと支援していかなければならないと示されておりまして、津久井やまゆり園以外に入所されている方々でも自らで意思の発信ができない方に対して、意思を尊重したサービスの利用や生活ができるよう支援の在り方、意思決定支援のプロセスを整理し計画の中に盛り込んでいくことを考えております。長くなりましたが、以上が新たに盛り込んでいくべき施策でしめされている事の説明となります。

会長： ただいま、事務局の方からありました説明に対して、皆さんの方からご質問がありますでしょうか。（質問なし）

質問がないようですので次の内容へ移ります。

事務局：これからアンケートの調査結果をもとに課題の抽出等をさせていただきます。

**【資料4】寒川町障がい者福祉計画策定に係るアンケート（難病分）**

前回の協議会にて提出させていただいた同様のアンケートで、難病のお持ちの方に対してのものとなります。寒川町在住の特定疾患をお持ちのかた約200人のうち有効回答数として16件になっています。茅ヶ崎市保健所予防課での配布、7/14に町民センターで行われた臨時の申請窓口で直接配布分も含まれています。回答疾患名については資料に記載のとおりです。全体のアンケートと比較し異なる点について説明させていただきます。（以下問い読み上げ）

問2、20歳以下の回答はありませんでした。

問3、現在生活している場所としてあてはまるものに関しては全体のアンケート調査の割合とほぼほぼ変わりはありませんでした。

問5、手帳をお持ちの状況については身体障害者手帳が22.2%と最も高く、次いで療育手帳11.1%精神障害保健福祉手帳0%未取得66.7%いらっしゃいました。

問9、ここ最近の身体的な健康状態についていかがですか、という問いに対して、良い、どちらかといえば良いという回答を合わせると難病の方は62.4%の回答をいただきました。全体のアンケートでは70.3%と若干数上回っている状況です。

問10、ここ最近の精神的な健康状態についていかがですか、という問いに対して、良い31.3%どちらかといえば良い37.4%、全体のアンケートと比較しても2%ずつしか変わりはありませんでした。

大きく違いがありましたのが、

問 11、かかりつけ医師がいますか、という問いに対しては難病の治療を受けていらっしゃる方々なので、いるという割合が 100%となっています。

問 14、ご本人への主な介助者についてという問いに対して、介助は必要がない 50.0%と最も割合が高かったです。全体のアンケートでは 29.3%という回答がありました。難病の方にとって医療は必要なのだけれど、今は生活していくうえで、介助は不要という回答が一番多かったです。

問 20、働いていない理由についてお伺いしたところ、現在は高齢のため働けない 58.3%、全体のアンケートでは 38.7%で、難病の方は高齢になると勤労が難しいことがよみとれます。

問 24、外出についてですが、買い物に次いで通院と多く、全体のアンケートと変わりはありませんでした。

問 25、外出頻度についても大きく変化はありませんでした。

問 28、外出している際、外出しようとする際に困ることについて、全体のアンケートではバスや電車の乗り降りが困難 24.7 %歩道が狭い、道路の段差があるなど不便 23.3%、難病の方にとっては利用できる建物の設備が充分でないが多く 10.0%、無回答 30.0%でした。

問 29、地域での活動への参加については、参加していない 55.6%、全体のアンケートでも 66.6%となっており、地域の活動への参加は少ない状況に変わりがないようです。

問 31、参加していない理由については、どんな活動があるのかわからない、興味のある活動がないという回答が全体のアンケートと同じで、その他については、高齢の為体力的に難しく参加できないという回答もありました。

問 33、障がい福祉サービスの情報入手については、家族親戚 26.9%、県や国の広報誌、資料、ホームページ 19.2%となっています。全体では町の広報誌、資料の情報源が多いとの回答でしたが、これは、難病の手続きは神奈川県が管轄しているもののため、県の広報誌に情報が載っているからだと思われます。

問 34、悩みごとの相談については、家族親族・友人知人が多いという回答は全体と変わりありません。

問 35、相談機能充実の為に必要なことについては、ひとつの窓口で要件が済むように、専門的なスタッフがいること、こちらも全体と変わりありません。

問 36、サービスの利用状況については、障がい福祉サービスを利用されている方が 17.6% ほぼ全体と変わりはありません。実際に障がい福祉サービスを利用されている方のアンケートでは、回答数 3 名で、居宅介護と訪問入浴サービス、生活介護、療養介護、短期入所、計画相談支援、を利用されている方からの回答のみとなっており、アンケートのグラフを作成しておりますが、利用している、もしくは無回答が多くなってしまっています。今後は難病の方でサービスを利用していないという現状があるので、アンケートの実施の仕方については今後検討させていただきます。

P.24 利用されている障がい福祉サービスの今後の利用意向または希望量については、皆さん一律で現状を維持したい、サービスの支給量は多くも少なくもない、出来るだけ今後も継続していきたいという回答をいただいています。

P.27 災害時について

問 41、普段の生活場所については、自宅 81.3% と、全体のアンケートでも 78.4% と自宅で生活されている方がほとんどです。

問 42、災害時の不安については、全体のアンケートでは避難する際の不安が 25.2%、難病の方に関しては、避難はできるが避難先での不安が最も多くありました。避難部分につきましては、出来ると思う、の割合が全体より 20% ずつ高い状況になっています。

問 46、避難所で具体的に困ることについては、薬や医療のこと 50.0% で半数、全体では 20.6% となっています。

P.29、障がいのある方の権利擁護については、知らないが 75.0%、全体では 55.5% でしたので、20.0% 程のかい離があります。

問 57、ご本人が成年後見制度を知っていますかという問いについては、知らないが 62.5%、全体では 39.4%、とかい離がありました。

権利擁護、成年後見制度に関しての周知が不足していることがアンケートからわかりました。難病の方に関しては災害時に避難はできるが、避難先での不安、医療の継続、権利擁護や成年後見制度の認知度の低さがあげられ、アンケート結果内容を次期の計画の中にどう定めていくのが課題だと思われま。

続いて、参考資料の身体障害者 65 歳以下についてですが、こちらは、前回の会議でもお話ししましたとおり、計画の根拠としては利用できませんが参考までに、回答数を書かせていただいています。年齢は異なりますが、65 歳以上の方を含んだアンケートと 65 歳以下のアンケートでは大きな差はありませんでした。

異なる部分は問 14、ご本人が普段の生活で介助を必要としている場合の主たる介助者についてで、全体では母親の介助率が 6.7%、65 歳以下では 21.1%となっています。介助不要に関しては 30.2%、全体では 31.4%と大きく差はありません。

問 16、これからどのような活動をしたいですかという問いについては、働くという回答が割合としても大きくなっていました。

問 20、働いてない理由については、就職先が見つからないが 18.0%、全体 8.8%でした。障がいをお持ちのかたの就労は、65 歳の年齢で区切ると違いがみえてきます。

身体障害者 65 歳以下の方は働く場について、権利擁護の周知、地域活動への参加の低さは変わりありませんでしたので、こちらについては計画に定めていこうと思っています。

前回、アンケートを配布した 100 人の中で手帳所持者の割合の質問回答ができていなかったのを回答させていただきます。身体障害者手帳と精神障害者手帳を兼ねてお持ちの方もおりますので、全部を足して 1000 人にはなりません。身体障害者手帳をお持ちの方が 687 名、精神手帳をお持ちの方が 172 名、療育手帳をお持ちの方が 186 名の方に対して発送させていただいております。そのアンケートを踏まえた結果【資料 3】アンケート調査結果から主な課題についてです。

(以下、【資料 3】④アンケート調査結果等からの主な課題読み上げ)  
その他アンケートの結果から読み取れる他の課題がありましたらこの場で教えていただきたいと思ひます。

会長： 今ありましたアンケート結果等につきましてご報告がありましたが、皆さんの方からご意見等ございますか。

委員： 雇用・就業のところで精神障がい者の 4 割の方が働く場や機会の充実を望まれているということですが、本当に望まれていると思ひます。ここでいきなり雇用推進の問題になっていますが、雇用されて継続的に就労していけるためには、やはりご本人がどのような形で働いていけるか、自分の能力を最大限に発揮できるのか、そのためには病気と併せ持っている病状の安定をご本人自身が確保し、周りの関係者と協力していけるのかという、就労に向けての前段階の部分の関わりが非常に大切になるのかと思ひます。それは、精神でははっきりわかる場所ですが、実は知的障がいの方でも、身体障がいの方でも、同じことではないかと思ひておまして、その為には場の確保だけではなく、就労していくことに対して皆がどのように関わっていくのか、体験をとおして自分と向き合い課題を抽出、整理していく場をどのよう

に確保していくのか、いきなり雇用形態ということではなく、その前段階の関わりが私の日々の悩みだったりしています。日中活動の部分もどのように噛み合わせていくのかもこの雇用・就業の問題と合わさっていくのかと思っています。反対に生活環境や生活支援といったところでの安定がないと仕事に行けない状況にもなるので、生活全体として捉えられるかが課題になるのではないかと思います。一つは項目としてプロセスの部分が欲しいと思っていますところですが、やはり、ワーキングでも相談の問題について考えていきたい、その前題になったのが、地域包括ケアとも兼ね合わさるのですが、個々の単体のサービスということではなく、その人の生活全体をどう整理するのかが本来の課題という印象があります。それを計画に盛り込むのは目標も立てなければならぬので非常に難しいと思いますが、プロセスについては考えていかなければならないという印象はあります。

事務局：確かに数値で表していこうとするには悩む部分があるのですが、就労支援では寒川町は計画をみていて薄いと感じているところがありますので、今言われたような支援につなげる前段階の検討だとか、支援の在り方をもう一度見直してみて、検討していくことを盛り込んでいくことはできるかと思っておりますので、そのあたりは検討させて下さい。ご意見ありがとうございます。

会長：他にございませんでしょうか。

委員：生活支援のところ、日常生活に必要な介助支援で、外出、買い物の割合が高く、その介助を支えているのが、ほとんど家族だと思うのです。自分がその親なので自分本位になってしまうかもしれませんが、家族への支援というのも必要かと思えます。追い詰められている家族も多いかと思うので、そういったところを抽出してなんとか家庭全体で前向きになれるような支援もお願いしたいと思えます。あとは、家族が丸抱えしないですむような何かサービスをお願いしたいと思えます。

事務局：ありがとうございます。おそらく、そのあたりのところが新しい施策でうたっていく部分になってこようかと思っております、課題の中で7項目に分けさせていただいておりますが、ここで出てくる共生社会の実現などに、盛り込んでいけるのかと思っています。具体の形がすぐというわけではありませんが、考えていきたいと思えます。

委員：アンケートの生活環境の中に災害時について書かれていますが、避難する際の不安、避難先での不安がありますが、そもそも避難場所の不安というのがあるのではないかと思います。事業所連絡会でも話題に

なったのですが、障がい者の福祉避難場所が寒川町には現在ないですよね。

事務局：ありません。

委員： 隣接している茅ヶ崎市に3か所協定を結んでいる茅ヶ崎養護学校ですとか避難場所があり、寒川町の中でも住んでいる場所によっては近くて便利な方もおりますが、寒川町の中に一つもないというのは不安と常日頃思っていました。事業所の利用者とも災害について話し合った時に、逃げる場所を聞いた所、屋上との回答、事業所の屋上はヘリコプターが止まれるような場所ではなく、再度検討したところ近くの一般避難所が寒川高校となっており、その場所へ行くには、高低差のある水田を通る為、利用者も大雨が降ったら浸水することがわかっている。では、実際にどこへ逃げたらよいかとの利用者からの質問に回答ができなくなってしまったという事があった。多少小規模でも不便な場所でも一般の避難所とは別に、障がい者が使える避難所が町内にあるというのは、ご本人だけでなく、家族や支援者も安心感が違うのではないかと感じています。この辺について検討はしていただいていますでしょうか。

事務局：具体的に検討されているかという把握はできておりませんが、具体としてないと思います。おそらく避難所となりますと、福祉課だけではなく、町民安全課の方ともあわせて協議をしていかなければならないところであり、正直、皆様の団体から聞き取りをしましてもその話はでてきており、声としては上がってきていますので、何かしらの手を打っていかねばいけないうふうには思っております。ただ、どのような形で計画に入れていくかを何も記載なくおこなっていくわけにはいかないので、少し検討させていただければと思っています。はっきりしたお答えができず申し訳ないのですが、計画策定の間に他の課とも調整し進めさせていただければと思います。

事務局：福祉避難所と指定された場所はありません。ただ、障がい福祉の部分でいうと、茅ヶ崎養護学校、翔の会鬼瓦と本部の所が協定を結ばせていただいております。避難所に一旦逃げたが、その場所にいることがなかなか難しいという方については協定先と話し合いをし、そちらへ移動できる形での協定を結んであります。福祉避難所がこういった機能を持っていれば良いのかという事を含めて、障がいも色々な特性がありますし、何でもいからあればよいという訳にはいきませんので、検討課題がたくさんあります。そのため、福祉避難所の指定ができていないのですが、福祉課、町民安全課危機管理担当の業務の中

でも課題を持っているという現状であることを報告させていただければと思います。

委員：福祉避難所は確かにとても必要だと思うのですが、色んな障がいの方がいらっしゃって、障がいがあるゆえに遠慮がなく、かえってトラブルになってしまうとか、地元の方も同じ場所に避難されてくると思います。一番近い所の避難所から整備をしていき、そこに障がいに対して理解のあるコーナー、場所(地域の学校の避難所の中の一部)を設ける。地域の理解、啓発を充実させていくと良いのではないかと思います。

事務局：ありがとうございます。

町民安全課の地域防災計画の中では、学校が避難所という形になっていますので、そういった方については学校の体育館、教室等それぞれの特性に合わせて使わせていただいて、できる範囲の中で、生活の場を分けるということがうたわれておりますので、今の段階ではそういった対応をしてもらいたいというのが町の考え方です。それでも、その場所での生活が難しい方については協定を結んだ所と協議して移っていただくことを次に考えているのが今の現実で、安心して避難できる場所を今後も課題として持っていることをご理解いただければと思っています。

会長：他にございませんか。

委員：今言われたとおり、学校で別の部屋という話も良いのですが、寒川町には福祉施設的なものといわれる生活介護事業所などがある。健康管理センター、つくしの家等、福祉関係が使っている建物を使うのは無理なのでしょうか。

事務局：福祉避難所についてですね。

委員：そうです、寒川に建物がない訳ではない。福祉的な施設を使うという考えがあるかどうかお聞きしたい。

事務局：公民館などそういった場所の活用も一つの方法としてあるとは思いますが、実際にそこを指定した場合、どういった事の準備必要となってくるのかですとか、どういう方に利用していただくのか等の課題の整理が出来ていないところがあるので、現在利用できていないのですが、町の資源としてそういった所しかないので、頭の中にはあります。

事務局：補足でご説明させていただきます。

後程、現在の計画の実施状況について説明させていただく予定のものがありましたので、ちょうど同じような事が書かれておりました。詳細については事業課に聞いていないのでわかりませんが、寒川の方で

は、障がい児者における避難施設として施設利用をするという協定を結んでいるものがいくつかあります。その中で、湘風園だとか町内のそういった施設の所でも使えるようにということでは、障がい施設に関わらず、例えば高齢者施設、藤沢、平塚、のそういった所と協定を結び生活できるようにということ始めていますので、詳細を調べて今度、お答えできるようにしておきますので宿題として持ちかえらせてください。

委員： 避難所を各小中学校に開設されるのですが、先ほど内田さんがおっしゃられたように、障がいをお持ちの方用のお部屋を必ず確保してあるのですが、我々自治会長などが対応する際には、こちらへ入って下さいではなく、どうなさいますか、という問いかけをする以上の事は逆にはいけないと思っています。決定権はご本人にあると思いますので、話の持って行き方もあると思いますし、災害時にどれだけ上手くできるかわからないですが、避難所の運営を町と一緒にやっている側の立場としてはそういった意識を持っていますという事だけはお伝えしておこうと思います。

委員： 今の委員の話はすごくいいと思っています。設備的に福祉避難所が必要な方と、対応として必要な方がいらっしゃる。設備的に必要な方は安全に暮らせる環境が必要、特に重心の方はそういった部分が必要だろうと思います。発達障がいや精神の方や知的障がいの方は周りの環境が変わったことで混乱されるタイプの方では、安心の場所っていう事も一つ。また、周りの人がどのように理解して対応して下さるかということが、大事ではないかと思っています。委員のおっしゃる問いかけをしようと思って下さっているかたがどれだけ作っていかれるかが、本当は大切なのではないか、それが、啓蒙活動にもつながっていくと思います。やりとりができる町だからこそ、今後も協議会の中でもやりとりしていけるとよいかと思っています。

委員： 今年障がい者スポーツ大会、車いす防災訓練に参加し、私は障がい者部会の中に入っているのですが、皆さんが思っている事に対して関心が高くなっている事が民生委員全体の状況です。スポーツ大会でも何かあった際にはどこへ行くのか、車いすをどうやって押したらよいかという初心者的な視点ではあるが、民生委員は高齢者に目を向けている事が多いですが、最近では障がい者に向いてきているのではないかと思います。

オブザーバー： アンケートの結果を見せていただいて、町の方で整理していただいた指摘事項もなるほどと思うのですが、2点ほど気になっているこ

とがあり、1点目は全体のアンケート問 28 外出に際して、町の方でも生活支援、日常生活に必要な介助としては、外出、買い物、家事というのが多かったということなのですが、外出をみたときにどういうふうに困っているかですが、利用できる交通機関が少ないというのがどの障がいでも 20%位あって、次の設問がアンケートとしてはなかなか難しいと思ったのですが、バス・電車・タクシーの乗り降りが困難、不便。バスと電車・タクシーでは非常に違って、タクシーの乗り降りが困難かというのと、電車とバスの乗り降りが困難では違っている。質問の仕方に対してどうかということではないが、やはり、外出が出来ていない、あるいは身近な地域に参加できていないという事については交通アクセシビリティが大きいというのが相談支援での現場でも感じておりました、外出の時に困難を感じるということについて精神とか知的の方でいうと、人とのコミュニケーションについて不安がある、人目が気になるというところが高い。アンケートとしての結果にこのようにできたことに意外と感じたのが、介助者支援者がいないという回答が非常に少ない。やはり、ご家族が回答している方が多いので、どうしても家族が一緒に行けばいいのだけれど、というところが抜けている、他に支援者がいればこういった所は軽減される、交通機関の利用も変わってくるのかと読み解くと、外出、社会参加ということを考えた時に、働くことについても行きかえりの経路の問題が大きいことがアンケート結果にもみえてくるところで、通常施設や働いている場所でトラブルを抱えたという方の中には行き帰りにやはり人との関係が上手くいかなかったという声がよく聞こえてくるので、この辺りを検討いただきたい。もう一つは、アンケート自体の回答をいただいた方の割合のところ、やはり知的障がいのかたの場合、ご本人自身が回答したのは 5%ということで、支援者が確認してくださったのと合わせても 25%。知的障がいの方の手帳の内容でみると、もう少し意思の確認ができるくらいの等級の方の割合としても多いのではないかと思います。情報コミュニケーションで、コミュニケーションの手段もそうですが、意思確認ができるような方法と本人に意思を発信してもらうような機会をたくさん作っていくことが大事ではないかと思います。当事者の方が発信する機会、方法の獲得というところを、今回、意思決定支援が入っていますので是非盛り込んでいただければと思っております。

会長：他にございますか。色々ご意見がでましたが、そういったところが課題となってくるのではないかと思います。先ほどの災害時の関係につきましても計画とは別に町としても障がい者の災害時の対応がマニュアル

ル、指針のようなものを作っていく必要があるのではないかと感じているところでございます。それでは次の方へうつつていただきたいと思います。

事務局：【資料5】福祉団体への聞き取り結果からの主な課題について、ご覧ください。前回の時には協力団体が3団体にお伺いした暫定資料を出させていただきました。今回は、寒川町内にある5団体すべてに聞かせていただいた結果の主な課題について書かせていただいております。大きな分け方は前回同様で、1.通所先等の福祉施設の不足 2.生活への不安・相談 3.地域での生活 4.障がいへの理解・周知についてご意見の内容を書かせていただいております。今回、ご意見の内容から何が課題なのかを抽出させていただこうと思います。1.通所先等の福祉施設の不足についてですが、町内外問わず通える福祉施設が少ない。短期入所先が少ない。障がい者サロンなどが無い。ヘルパーも含めて同行援護や居宅介護のヘルパーも足りないというところから、課題として福祉施設の確保、通所先の確保を書かせていただいております。2.生活への不安・相談に関してですが、相談先が変わってしまう、専門性が欲しいというところから、課題として安心して継続的に相談できる場の確保と相談の質の更なる向上、そして、障がいに対する情報提供、教育における障がいに応じた配慮や支援体制を書かせていただいております。裏面の3.地域での生活の課題としては、民間事業所や自治会など、地域生活における障がいへの理解と、障がい者に配慮したまちづくり、災害対策に向けた地域全体での取り組みと、それぞれの役割の検討、情報提供に関する配慮、地域で自立して暮らせる場の確保。4.障がいへの理解・周知。皆さんが実際にあわれた事や考えをたくさん、お伺い出来ました。それに対しては、やはり、障がいに対する理解の促進、そして障がいに対する啓発活動という課題として事務局の方から書かせていただいております。この他、聞き取りの結果から読み取れる課題について皆さんにご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

会長：資料5にもとづいて皆さんご意見ありますでしょうか。

オブザーバー：私事で大変恐縮ですが、通所先等の福祉施設の不足というのが1番目にあげられていまして色々ご意見いただいております、移動支援のヘルパーを使いたい、ヘルパーが不足して利用できていないということがございました。相談室と共にヘルパーステーションも担当しております、ヘルパーの不足については大変課題と感じています。外出等の移動を確保する意味でもヘルパーが確保できないことによって外出の機会が妨げられているということがありますし、コミュニケーションの課題

につきましてもヘルパーが足りない為に、ご本人が非常に不安な状態でお出かけをしているということも多いかと思います。これについては、事業所単位だけでまかなえることではなく、福祉人材の確保については課題として取り上げていただきたいと思います。

会長：他にございますか。

委員：オブザーバーのご意見を聞いて、どうしてヘルパーが足りないのかと考えるとやはり、簡単に言うと給与が低いですね、特に男性ヘルパーは給与が低く結婚もできないという話も聞くので、知的障がい者は男性が多く、男性ヘルパーが必要で、報酬を増やすとか経済的にどうにかできないものかと思いますがいかがでしょうか。

事務局：正直、よくそのあたりのことはニュースにもなり問題視もされていますが、おそらく、障がいに関わらず高齢者のサービスにも共通して言えることで、社会的な問題ではあると思います。寒川町だけでということができないことが正直なところでして、ただ、全体的な課題ではあるので、人材確保をするための賃金の確保などの制度的にあると良いなというところで、国への要望の機会が年に数回あるので、町村会や色々な団体を通じて要望していきたい思っております。保育園の関係は子育てで注目をされたので保育士の改善はされてきています。次は、是非福祉職等の職の改善をという声が上がらないといけないと思いますので、まずは要望からはじめていきたいと思います。計画のところに明記できるかということ、お金は出して差し上げたいところですが、町の財政も難しいところでもありますので、まずは小さなところから始めさせていただければと思いますのでご理解いただきたい。

オブザーバー：先ほど防災の話にもあったかと思いますが、3地域での生活4障がいへの理解・周知の中で、障がいへの理解については課題にあげられているのですが、細かな課題になりますけれども、当事者の方の意思表示に関する支援と、一方、災害の時もそうですが、コミュニケーションをどう確保するかということ。何年か前の自立支援協議会でも避難所にホワイトボード（小さな簡易ボード）を必ず置いてほしいという聴覚障がい者の方々からでていたと思うのですが、それに類するような、どうゆう障がいの人にはどういったコミュニケーションの方法を確保していけばよいかということについて、当事者の方も町民の方にも共通した理解が得られるような取り組みというのが今後必要だと思いますので意思表示とコミュニケーション手段に関する支援、取り組みについて課題として取り上げていただけるといいかと思います。

事務局：そのあたり、やっていかなければならないところだとは思いますが、

町民安全課などの会議に赴いてそういった話をさせていただくとか、お願いをしていくということが出来ようかと思っておりますので、盛り込んでいけるように考えていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

委員：おそらくとしか言えませんが、ホワイトボードはすべての自治会がすでに用意をしているとは思っています。ですが、聴覚に障がいをお持ちの方で手話以外は絵ことばのようなものでないとコミュニケーションが取れないという方もいらっしゃるのです、その為にはスケッチブックも用意しなければと考えているのですが、まだ、そこまでいっていない状況です。我々も必要なものがわかればそれに対して勉強ができるのですが、勉強不足ですので、こういった機会に色々と教えていただき用意できるものはしていきたいと思っております。

オブザーバー：自治会の取り組み、どうもありがとうございます。これも以前の自立支援協議会の時に、ピクトグラムという絵と言葉が合わさったコミュニケーションボード、その場で書くのではなくある程度困難を感じるような内容がいくつか例示してあるものがいくつかの研究所でダウンロードして活用できるものがありまして、警察、消防ですとか緊急の時にどうしても関わらなければならない機会にお渡しできたという話題になりました。実際に当事者団体の方がお持ちいただいたこともありまして、今、計画の場なので細かい事ではないのですが、そういったものも、皆さんの話し合いの場の中で活用できるといいのではないかと思います。

会長：他にございませんでしょうか。

委員：社協で行っている障がい者サロンが年2回しかない理由を説明していただけますか。

会長：現実的に参加者が少なかったという事が主で年2回の実施となっております。実際には、高齢者のサロンと障がい者のサロン、子育てサロンの3つを行っておりますが、子育てと高齢者は結構重要があるのですが、障がい者だけは少ないということにして、それと、ボランティアが高齢化してきているという状況でしてなかなか取り組みが難しいのが現実です。

委員：増えるという話にはならないのですか。

会長：（回数を）増やしていくということですか。

委員：2回～3回と回数が増えるのか、(回数は増やさず)継続はしていくのか。

会長：そうです、継続はしていきます。ニーズのある方からの回答ではないかと思っております。

会長：他にご意見ありますでしょうか。

オブザーバー：2 生活への不安・相談のところ、課題として今、ゆいっとで相談を受けている中で、お子さんの相談が多く、町としての療育体制が一つ課題かと思っております、先ほど、委員が家族支援の話をしていましたが、基本的に療育は子育ての支援と子育ての支援、障がいがあるお子さんと家族への支援という所が必要ではないかと思っております。おそらく障がいのあるお子さんを抱えるご家族の不安というのは、ご家族が情報不足、支援のフィードバックがない、そういったところに気にされているのではないかと思います。個人的には良いことだと思っておりますが、幼稚園、保育園で生活されている障がいのあるお子さん達も寒川町の中にはたくさんいらっしゃると思いますので、そういった意味では施設がないことで、インクルーシブな環境になっていない状況でいえば、そこを支える機能や支援体制も必要ではないかと思っております。今回、第1次の障がい児計画のほうにも入ってきますので、そういった子ども支援が充実していかないと大人への支援もなかなか発展的にならないのではないかと思いますので、そのあたりも課題としていただけるとありがたいと思っております。

事務局：ご意見ありがとうございます。

委員：数年前から寒川の自立支援協議会の中では相談の問題が大きく取り上げられてワーキングが組まれたかと思えます。先ほどの災害の話の時もお話させていただき、今のオブザーバーの話、どうやって福祉人材の確保するのかというところと連動していると私は思っております、今寒川町で働いているスタッフが辞めないで充実して働くためには、質を向上させてこの仕事が非常にやりがいのあるものだというふうに思っていけること、それを感じるためには自分のところだけで集約するのではなく、色々な所と協力しながら自分が地域の中でどう存在しているかを実感すること、ご本人からみれば支援が子どもから大人へ切り離されていくわけではないですし、通っている場所だけではなく医療の場所や学校、家庭、と包括的に行われていること、それは地域の中で災害の時に自治体の皆さんや地域の住民と関係が持てることというのが理想だと思っております。教育の場所と福祉の場所、自治体と福祉の場所が縦割りではなく、小さい町なので連携を図り勉強会や講習会、情報交換会を横にまたがった形で持っていけたらよいと思っております。そうした中で、今働いているスタッフの質が向上して一歩踏み込んだ相談に乗っていかれたりとか、大人の支援だけでなく療育の部分の相談に乗れたりだとか一つ進んだ支援を私たち自身ができた

らとっていて、質の確保のために第一歩、私たちが相談を大事にしてワーキングを進めてきたということでは、前回の報告で、子どもだとかの課題の中から横の関係が持てる機会、何か大きく進まなくてもよいので、寒川町では包括的に横に繋がった情報交換の場所がありますというところや機会を持ちたいというところから、色々なことが進んでいけたらいいと思うので、理想的な話ですが計画に盛り込まれたらと思います。

会長： 他にございませんでしょうか。委員のほうからご意見ありませんでしょうか。何か一言もらえませんか、今の事に関連して。

委員： 相談に関して、お子さんの時は家族のケアも必要というようなお話がありました。他の障がいの人でも当事者だけでなく家族のケアも必要だと思います。全体で相談を受けられる体制を作っていただけたらいいなと思います。

会長： 他によろしいでしょうか。では資料5については以上にいたします。続いて資料6に移ります。

事務局： 資料6【第3次障がい者福祉計画の実施状況について】については簡単に概要を説明させていただいて、皆様からの意見をいただくことが難しい時間となってきましたので、こちらのご意見については後日ご自宅へ意見を書きこむ用紙を送らせていただきます。皆さん、感じたことなど自由意見欄も設けますので書いて返信いただければと思います。こちらについてはそのような形を取らせていただきますのでよろしく願いいたします。資料6につきましては町の方でH27、H28、H29途中までですが行ってきた事業について、一覧にまとめさせていただいております。この中で、左側が施策内容で右側が実施状況と実際に行ってきたとこととということを書かせていただいているのですが、どういったことを行ってきたかといいますと、継続して行ってきたものについては時間の関係で省かせていただきますが、P1④権利擁護体制の周知というところで、成年後見制度のところを書かせていただいております。こちらの成年後見制度につきましてはH27年度から社会福祉協議会の方で、町内在住者を対象とした相談を行政書士で対応できるよう月1回開催するような形になっています。月1回で相談件数2人までなのですが、そういったことを始めていることがございます。他にP2④権利擁護体制の周知、障がい者差別解消法がH28、4月に施行されたことについて町で行ってきたことを簡単に書かせていただいております。差別解消法が制定される以前に、前段として27年度に全職員向けに町内研修を実施、その後新採用職員に対して

も同様の研修を行いまして差別解消法についての周知を図っているというところがございます。その他に、今こちらの協議会で寒川町差別解消地域支援協議会をあわせ持つかたちで位置づけをしてあるということを書かせていただいております。P3⑤地域生活支援事業の充実という所で、今年4月から委託相談事業所ゆいっと、を追加して、これから2か所での運営を行っていきますということを書かせていただいております。P5(4)教育育成の部分で②障がい児通所支援等福祉サービスの充実、こちらは制度が変わってきたということで、放課後等デイサービスを開始し、事業所数も増えてきたという報告をさせていただきます。今回時間の関係で細かくお伝えができませんところですが、内容を皆様にはご確認いただきまして、実際、記載にはあるけれど本来はこうあるべきではないか等のご意見をいただければ、次期計画の方へ盛り込ませていただこうと思いますので後日自由意見という形でいただければと思います。これで説明を終わりとさせていただきます。

会長： これにつきましては、また町の方からくる調査票に記載していただければと思います。次にその他に入りたいと思います。1点は【寒川町地域自立支援協議会障がい理解・啓発活動「寒川駅北口公園ライトアップ」企画書(案)】について茅ヶ崎地区自閉症児者親の会小川原さんの方からよろしく願いいたします。

委員： 今もご意見の中で障がいの理解・周知という事に話題がのぼったかと思いますが、毎年4月2日に自閉症児者親の会では啓発活動をしておりまして、世界的にはライト・イット・アップ・ブルー、青い光【(2枚目チラシ)世界啓発デー】でピラミッドやオペラハウスが青くなるのですが、私たちの地区では街頭でティッシュ配りをしておりました。そうすると、「ニュースでみましたよ」と結構声をかけていただいて地域の方が多少、障がいに興味を持ってくださっていて、そういう時期に自閉症だけではなく、他の障がいの方も一緒に啓発活動をすれば皆さんの理解がすすむのではないかと思います。提案させていただきます。せっかく寒川の北口公園がきれいになりましたので、そこを青くライトアップしまして、通りかかった人が「今日は何故青いの？」と興味を持っていただけたら、その時に「今日は寒川町の障がい理解の日とする」といったアピールできる看板を横に置いて、そこから周りの人の障がいへの関心が始まって啓発の第一歩になるかなと思っています。青というのは自閉症の色という訳ではなく、癒し・希望という意味があって、それはすべての障がいにあてはまる

思うので、別に青だから自閉症啓発ということではなくてもライトアップしたらいいなと思いました。目的、日時は資料にすまいるさんがまとめてくださったのですが、日時というのが4月2日となっているのですが、これは世界的に9月が始まりという国が多いので、4月がちょうど年度の真ん中にあたり落ち着いているのでやりやすい、ということで4月になっているのですが、日本での4月は年度初めで忙しいのですが毎年この時期に行っています。内容として基調講演、障がい理解のことで何かできたら、ここでまた地域の方に知っていただけるなと思います。それから街頭キャンペーン、イルミネーション、オブジェの製作等、すまいるが考えて下さいました。予算も資料の通りになっています。今後の課題として、まず、第一に5(2)他の障がいの団体の方々は活動に賛同していただけるかを、この後、各会に持ち帰っていただき相談してもらいたいと思います。賛同していただければ、自閉症児者の会としては本当にありがたいことで、是非、皆さんと一緒にやらせていただきたいと思います。5(1)費用の捻出(3)日程については読んでいただければわかると思います。実施に向けてのスケジュールですが、今日ここで提案させていただいて、次回の自立支援協議会で各会の皆さんのご意見をうかがって開催できるかどうか決めていきたいと思っています。

会長： ありがとうございます。寒川駅北口公園ライトアップについて各団体さんで持ち帰って、次回ご意見いただければと思います。皆さんその形でよろしいですか。

委員一同：質問なし。

会長： はい、ありがとうございます。もうひとつ、テニスフェスタ 2017 について寒川町役場健康スポーツ課の方からお知らせがあります。

健康スポーツ課： 本日は貴重なお時間をいただき誠にありがとうございます。資料にお配りしてありますテニスフェスタ 2017in さむかわのピーアルに参りました。こちらのイベントは車いすテニスを紹介するイベントとなっております。記載してあります通り9月30日14時から寒川総合体育館メインアリーナにて開催いたします。車いすテニスのプロプレーヤーをお呼びして、無料で選手たちの試合を観戦でき、また、車いすテニスの体験会も予定しております。競技用の車いすやラケットは用意してありますので、気軽に立ち寄っていただければ楽しめるイベントとなっております。事業所や団体の代表の皆様にはチラシを用意してありますので、施設に置くなどして周知していただくと共に、お誘い合わせのうえお越しいただきたく思います。どうぞよろし

	<p>くお願いいたします。</p> <p>会長： どうもありがとうございました。何かご質問ありますか。</p> <p>委員一同： 質問なし。</p> <p>委員： 次回の協議会の日程によっては、先ほどのライトアップの話し合いが時間的にできない。</p> <p>会長： 次回の日程について事務局の方からお願いいたします。</p> <p>事務局：事務局から連絡事項として次回の会議ですが、皆様の予定を聞かせていただいた結果、10月4日（水）とさせていただきます。時間は同じく13時～15時、場所は本庁舎2回災害対策本部室で開催させていただきます。いかがでしょうか。</p> <p>会長： 委員いかがでしょうか。</p> <p>委員： 大丈夫です。</p> <p>事務局：では、その日に開催させていただきます。もう一点ワーキングの方を継続して行わせていただくという事で前回、審議いただきました。開催日時を決定させていただきますして、第1回目のワーキングを9月13日（水）13時から福祉活動センター会議室にて行う予定となっております。議題としましては、相談体制と連携についてのテーマとなっておりますので、ワーキングのメンバーの他ご参加いただける方等いらっしゃいましたら是非、お越しいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。事務局からその他報告事項は以上です。</p> <p>副会長：アンケートの課題等につきましては色々と貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。また、今後素案の提案等では皆様のご意見をいただく事になると思いますのでよろしくお願いいたします。委員の方からありました世界自閉症啓発デーに関してですが、これも国連総会で決議され県内でも隣接している市町村（厚木、海老名、藤沢）では行われています。今回、これはごく一部の自閉症を伴う発達障がいの方の活動という事になるのですが、全体を通しての活動ができればという話をいただきましたので、福祉計画の基本理念にあるような共生社会というものはまさに、こういった地道な活動を一つ一つつなげていくと実現するものかなと思っておりますので、是非、皆さんの方で次回までにご検討いただけるようよろしくお願いいたします。今日は皆様お疲れ様でした。</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

議事の経過	アンケートを基に事務局が課題整理したものを提示し、委員の皆さんからそれ以外の課題等について意見をいただいた。いただいた意見を加え、事務局で整理することとなった。
配付資料	資料1：第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）の骨子（案）について 資料2：第4次障がい者計画の施策の体系案について 資料2-1：第4次障がい者計画（案）に関する新規施策の概要 資料3：アンケート調査結果等からの主な課題について 資料4：寒川町障がい者福祉計画策定に係るアンケート 資料5：福祉団体への聞き取り結果からの主な課題について 資料6：第3次障がい者計画の実施状況について 寒川町障がい者福祉計画策定に係るアンケート速報値 寒川町障がい者福祉計画
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	大西 洋子 委員      中野 久美子 委員 (平成29年10月31日確定)